

氏名	佐久間 義 浩
学位(専攻分野)	博士 (経済学)
学位記番号	経博第334号
学位授与の日付	平成20年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	経済学研究科ビジネス科学専攻
学位論文題目	ガバナンス構築における財務諸表監査に関する研究

論文調査委員 (主査) 教授 藤井秀樹 教授 徳賀芳弘 教授 澤邊紀生

### 論文内容の要旨

本論文は、アメリカのサーベンス・オクスレー法（以下「SOX法」）に代表される近年の企業制度改革において主要な関心事となった内部統制および財務諸表監査に着目し、その特徴と展開方向を、コーポレート・ガバナンスのあり方と関連させながら、歴史的観点、法制度的観点および実証的観点から分析したものである。

本論文の構成は以下のとおりである。

第1章で著者は、本論文における研究の目的と方法を提示したのち、第2章で、内部統制の歴史的変遷について検討している。筆者は、Littleton [1933], *Accounting Evolution to 1900*, New Yorkにおける議論をもとにして、マネジメントコントロールの一手段にすぎない内部統制が、現実的相関性と歴史的相関性によって、いかなる経緯でコーポレート・ガバナンス構築に貢献するようになったかについて、比較制度分析を用いて明らかにしている。

第3章では、会社法・金融商品取引法において法定された内部統制の成立過程が考察されている。さらに日本における内部統制の初期の議論にもふれ、日本の内部統制の源泉を探り、制度化に至る過程が検証されている。その結果、日本において内部統制は法制度との関係が構築の契機となったことが指摘されるとともに、内部統制の法制度化は政治家主導で行われたことが明らかにされている。

第4章では、監査役会設置会社と委員会設置会社における裁量的会計発生高の比較をつうじて、財務報告に関する内部統制の機能が検証されている。その結果、委員会設置会社への移行前後においては、裁量的会計発生高に有意な差が認められなかったものの、監査役会設置会社と委員会設置会社の裁量的会計発生高を比べると、モデルによって有意な差が生じたことが明らかにされている。

第5章では、財務諸表監査の機能に関する歴史的考察がなされている。具体的には、財務諸表監査が有すると考えられているもののうちの4つの機能（モニタリング機能、シグナリング機能、保険機能、政治家のための保険機能）の形成過程が、歴史的な観点から検討されている。さらに財務諸表監査がガバナンスに貢献する機能を有するに至る経緯の検証が行われている。あわせて、財務諸表監査と内部統制との関係、とりわけアメリカの場合、SOX法において議論された両者の関係が、制度化以前にどのように形成されたかが、検討されている。その結果、モニタリング機能を中心として、時代の要求に応える形で各種の機能が重畳的に漸次付加されてきた事実が明らかにされている。

第6章では、財務諸表監査の制度化、とりわけSOX法の成立過程において議論された財務諸表監査のモニタリング機能の強化が、財務諸表監査の機能面から検証されている。その結果、政治家のための保険として財務諸表監査改革が行われたことが明らかにされている。

第6章の補論では、SOX法成立の契機となったエンロン事件がどのような背景で発生したかがサーベイされ、そのうえで具体的なSOX法の内容が紹介・検討されている。

第7章では、財務諸表監査の機能が検証されている。とりわけ情報の非対称性の大きいとされる新規株式公開（IPO）市

場における財務諸表監査のシグナリング機能が考察されている。その結果、大規模監査法人を採用した企業ほど、情報の非対称性が縮小するという結論が示されている。同時に、監査人からの情報である限定意見と追記情報に対し、市場が一定の反応をすることが明らかにされている。

第7章の補論では、財務諸表監査の品質と監査人のレピュテーション構築との関係について先行研究のサーベイが行われている。その際、監査人がレピュテーションを構築する状況について、経済理論の観点、歴史的な観点および実証研究の観点という3つの観点から分析が行われている。その結果、監査人のレピュテーション構築は、理論的にも、歴史的にも、そしてさらに市場の認識の観点からも、合理的な行動であることが示されている。

第8章では、監査人の交代に焦点をあて、日本市場においても財務諸表監査が市場を媒介としたガバナンスに貢献する機能を有してきた点が指摘されている。また、監査人の交代という現象は、時代とともに要因そのものが変化してきており、とくに近年では、ガバナンスの問題を契機として交代が行われる例も増加していることが明らかにされている。

第9章では、本研究の総括が行われている。以上の考察によって、財務諸表監査がコーポレート・ガバナンスを支える制度としていかに発展してきたか、そして市場からの要求に制度改革がどのように応えていったかが明らかにされている。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、従来、投資家保護を目的として行われていた財務諸表監査制度が、サーベンス・オクスレー法（以下「SOX法」）などの制度改革をつうじてコーポレート・ガバナンスを支えるひとつの制度として捉えられるようになった経緯を多面的に分析したものである。比較制度分析等の経済学を援用しながら、このような財務諸表監査に対する機能の変化に関して整合的な説明を与えることが、本論文の主要な課題とされている。

本論文では、歴史的な観点から、このような変化に至った経緯について分析がなされるとともに、SOX法やわが国の会社法・金融商品取引法等の制定をめぐる政治過程の考察がなされ、財務諸表監査がどのようにガバナンスと関連するにいたったかが明らかにされている。さらに制度改革の前提となる市場の証拠についても検証がなされ、強制的制度としての認識が相対的に強い日本においても、財務諸表監査が機能しうる状況にあることが実証的に示されている。

以上のような特徴を有する本論文のおもな学術的貢献として、以下の諸点をあげることができる。

第1は、財務諸表監査の観点からコーポレート・ガバナンスを再検討している点である。これまでのコーポレート・ガバナンスに関する研究は、法律やファイナンス分野で論じられることが多く、その必要性は認識されながらも、財務諸表監査の観点からの研究はこれまで、ほとんど手掛けられていない状況であった。著者は財務諸表監査の経済的な機能に着目することによって、財務諸表監査の観点からコーポレート・ガバナンスの分析を行い、これまでの制度改革の分析、あるいは今後の制度改革についての考察を可能にした。このようなコーポレート・ガバナンスに対する新たな視点の提示は、今後のガバナンス研究に対し独自の貢献をもたらすものといえる。

第2は、ガバナンス構築における財務諸表監査の意義の解明という本論文の主題に対し、3つの観点から総合的・多面的研究を試みた点である。筆者の採った3つの観点とは、歴史的観点、法制度的観点、実証的観点である。このような複数の視点から制度を捉えることによって、より総合的かつ詳細な分析が可能になっている。さらに、内部統制の導入や統合監査の禁止等が法制度化される政治過程にまで踏み込んだ分析は、先行研究にはない本論文の独自のな特徴として注目に値する。

第3は、財務諸表監査に関する実証研究を行っている点である。これまでの日本における財務諸表監査研究は、規範的な視点から分析されることが多く、実証研究は、ほとんど手掛けられてこなかった。本論文は、財務諸表監査研究の領域において、今日重要視されている内部統制や、従来見過ごされがちであった財務諸表監査の経済的機能について実証的な研究を試みている点が評価できる。

本論文は、以上にみるような学術的貢献を有しているが、同時に今後に残された課題もある。それらは、以下のとおりである。

第1は、研究において指定された作業仮説の一部が、やや図式的なものになっていることである。たとえば、内部統制の進化に関する概念的分析における作業仮説に、そうした問題点が観察される。事象の単純化は当該事象の概念的理解にとつて不可欠の手続きであるが、そうした単純化の妥当性それ自体は歴史的事実等に照らして別途検証される必要がある。その

ような検証がなされていれば、本論文での検討はより説得的なものになっていたであろう。

第2は、研究の基礎となるいくつかのキーワードについて、さらに一步踏み込んだ概念的検討をする余地があることである。たとえば、本論文では財務諸表監査の意義や機能がコーポレート・ガバナンスとの関連において分析・検討されているが、コーポレート・ガバナンスの概念をどのように構成するかによって、分析・検討の内容は異なってくる可能性がある。このような点について、より周到な概念的整理がなされていれば、本論文の学術的研究としての完成度はより高いものになっていたであろう。

以上のような課題を残してはいるものの、それらは本論文の学術的価値を損なうものではない。本論文は、コーポレート・ガバナンスにおける財務諸表監査の意義を明らかにするとともに、その機能を実証的に解明しようとしたものであり、著者の今後の研究活動の出発点として十分な価値を備えている。よって、本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成20年2月6日に、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。